

令和8年度

国立劇場おきなわ公演記録映像収録業務委託契約書

(公財)国立劇場おきなわ運営財団

令和8年度 国立劇場おきなわ公演記録映像収録業務委託契約書(案)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 理事長 (以下「甲」という。)と、供給者 (以下「乙」という。)とは、「令和8年度 国立劇場おきなわ公演記録映像収録業務及び関連する業務」(以下「業務」という。)について、次のとおり契約を締結する。

第1条

甲は乙に対し、別紙仕様書に基づく標記の業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条

令和8年度国立劇場おきなわ公演記録映像収録業務の契約代金額(単価)は、次の各号のとおりとする。

(1) スイッチャー技術料	円
(2) カメラスタッフ技術料	円
(3) ビデオエンジニア技術料	円
(4) VTRスタッフ技術者	円
(5) ナビゲーション技術料	円

第3条

契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条

乙は、国立劇場おきなわ及び企画制作担当職員(以下「担当職員」という。)が指示した場所において業務を行うものとする。

第5条

乙は、本契約に係る業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

第6条

甲は乙に対し、本契約の締結につき独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第7条

業務の目的物に瑕疵のあることが判明したときは、甲は、目的物の引き渡しを受けた日から1年以内に、乙に対し瑕疵の修補又はこれに代わる損害賠償若しくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

第8条

乙において債務不履行があったときは、甲に対し、これにより損害賠償として請負代金額の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。

第9条

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不可能になったとき。
- (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
- (3) 甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産の申立があったとき。
- (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

2 甲の都合により業務を必要としなくなったときは、甲は解約しようとする日の2ヶ月前までに乙に文書をもって通知し、本契約を解除することができる。

3 乙が正当な理由により本契約を解約しようとするときは、乙は契約を解除する日の2ヶ月前までに、甲に文書をもって申し出て、その承認を得るものとする。

第10条

前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第11条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約代金額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- (3) 債務不履行があったとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第12条 乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等(以下「役員等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 次に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規程する暴力団をいう。)

ロ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)

ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)

ホ その他反社会的勢力であること。

(2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等を行うこと又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。

(3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・賛助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。

(5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。

2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第13条

乙は、業務遂行のために派遣する乙の従業員(以下「従業員」という。)の身元、衛生、風紀及び規律の維持に関し、一切の責を負うものとする。

2 従業員のうち、甲が不適当と認めた者については、甲乙協議の上これを交替させるものとする。

3 乙は、本契約に基づく従業員の身分保証について、一切の責を負うものとする。

第14条

甲は、この業務の遂行に必要な施設及び設備を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設及び設備を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意又は重大な過失により滅失又は毀損した場合は、弁償の責を負うものとする。

第15条

乙は、業務の実施にあたり、甲の指示に従い、甲の業務に支障のないよう努めるものとする。

2 勤務時間開始及び終了にあたり、その性質上当然実施しなければならないと認められるものについては、乙の責によりこれを処理するものとする。

第16条

甲は、国立劇場おきなわ公演日程等に基づき、速やかに翌月の業務日程を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項により通知された業務日程により業務を実施するものとする。

3 乙は、勤務した員数及び日数を甲に報告し、承認を得なければならない。

第17条

業務代金の支払は、毎月、契約代金額（単価）に員数と日数を乗じた代金並びに消費税額及び地方消費税額を支払うものとする。

第18条

乙は、業務完了の月毎に「作業報告書」を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団企画制作課（以下「企画制作課」という。）へ提出するものとする。

第19条

業務代金の請求書は業務完了の翌月に企画制作課へ送付するものとする。

第20条

甲は、前項の正規の請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

第21条

公演中止等により既に通知を受けている業務が不要となった場合、乙は甲にその補償を請求することができる。ただし、やむを得ない事態が発生した場合は、この限りとしない。

2 乙は、公演中その他の場合、非常災害が発生したときは、観客の避難誘導等について甲に協力しなければならない。

第22条

乙は、本契約に基づく業務履行中に、乙の過失（従業員の過失及び不法行為に関する使用者の責任を含む）により、甲又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天変地変、暴動等不可抗力によるものは、その責を負わないものとする。

2 乙又は従業員が、本契約に基づく業務履行中に第三者から損害又は危害を加えられた場合は、甲は損害賠償の責を負わないものとする。

第23条

甲及び乙は、双方の業務上の秘密、ノウハウを本契約の期間中はもとより、契約期間終了後といえども第三者に漏らしてはならない。

第24条

甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物（業務完了報告書又は業務実施報告書を含むが、これらに限らない。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は、甲に帰属することに合意する。

2 乙は、甲及び甲の指定する第三者に対して、著作人格権（氏名表示権、同一性保持権、公表権を含む。）を行使しないものとする。

第25条

甲は、乙の公演記録映像収録に関し、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団出演規程第5条の2により出演者の協力を得るものとし、その他第三者の著作権、著作隣接権、その他諸権利に関する事項については甲において対処するものとする。

2 前項に関し、万一紛争を生じたときは、甲は誠意をもって解決するものとし、乙は、甲に協力するものとする。

3 甲乙は、第三者による公演記録音声資料の部分使用、二次使用する場合の権利処理について、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団資料利用規程その他、甲の定めた規定に従うものとする。

第26条

本契約についての細目は、文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

第27条

本契約に関する訴えの管轄は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

第28条

本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定し、円滑な解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
氏 名 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
理事長

乙 住 所
氏 名

印